

令和2年度
市税概要



目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり及び1世帯あたりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたりの調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税者数	13
(2) 調定額	13
(3) 業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税		
1	軽自動車税	
(1)	軽自動車税（車種別課税台数及び調定額）	21
(2)	環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
VII 地方譲与税及び府交付金等		
1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25
VIII 徴収		
1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29
IX その他		
1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	35
※ 税率の変遷		
	市民税の税歴	36
	諸税の税歴	57
	主な税制改正（令和元年度適用）	70

I 寝屋川市の概要

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2

I 寝屋川市の概要

1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 kmの距離にあります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、寝屋川市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

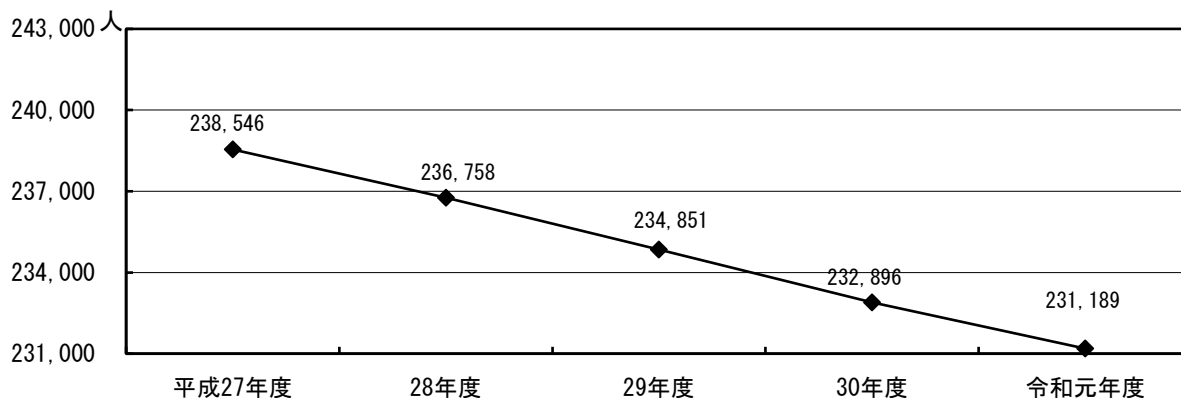
3 人口・世帯

(単位：人、世帯、%)

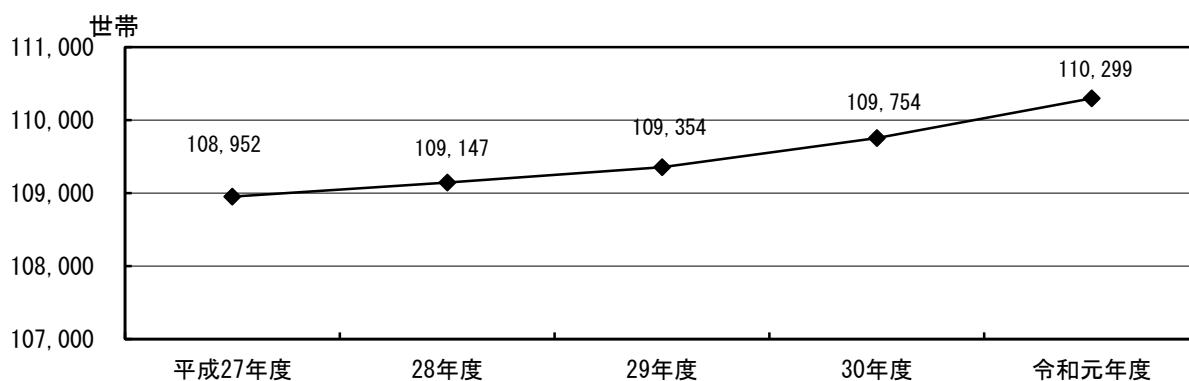
年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
人口	238,546	236,758	234,851	232,896	231,189
世帯数	108,952	109,147	109,354	109,754	110,299
一世帯あたりの人口	2.19	2.17	2.15	2.12	2.10
1km ² あたりの人口密度	9,658	9,585	9,508	9,429	9,360
人口の前年度比	99.4	99.3	99.2	99.2	99.3
平成平成27年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.3	98.5	97.6	96.9

(人口・世帯数は、外国人登録を含む。各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



Ⅱ 市の財政

1	一般会計予算額及び決算額	
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

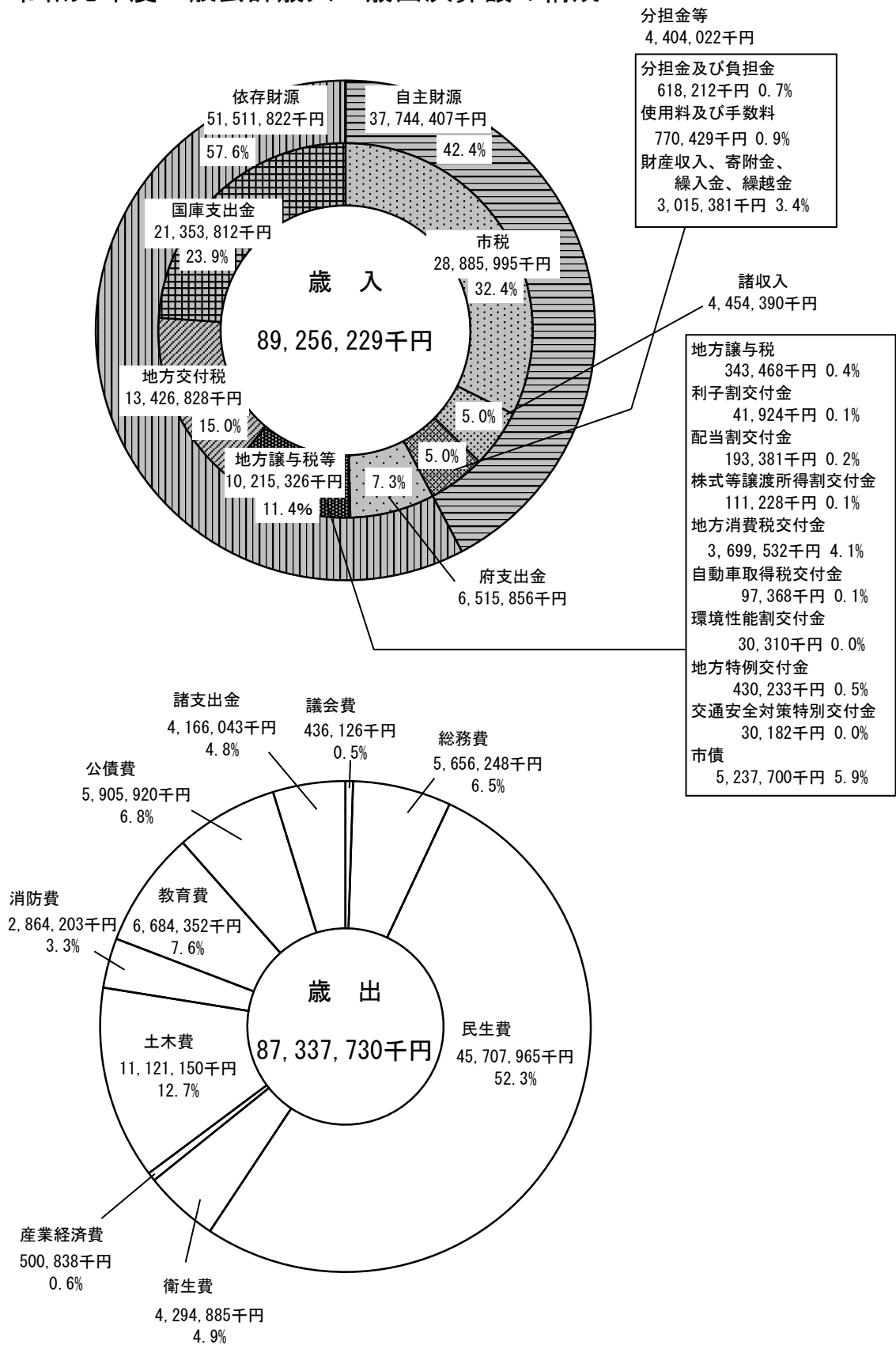
款 別	平成30年度				令和元年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,697,466	99.2	28,611,217	99.8	28,782,509	100.3	28,885,995	101.0
市 民 税	13,230,993	100.3	13,202,369	101.3	13,316,971	100.6	13,277,780	100.6
固 定 資 産 税	11,204,996	98.7	11,152,050	98.5	11,268,664	100.6	11,283,615	101.2
軽 自 動 車 税	299,043	106.8	295,137	104.5	307,014	102.7	307,757	104.3
市 た ば こ 税	1,484,628	95.1	1,478,264	97.7	1,378,962	92.9	1,513,773	102.4
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	13,187	44.4	15,063	73.1	15,585	118.2	13,446	89.3
都 市 計 画 税	2,464,619	98.4	2,468,334	98.7	2,495,313	101.2	2,489,624	100.9
地 方 譲 与 税	345,439	104.6	336,758	101.4	334,676	96.9	343,468	102.0
利 子 割 交 付 金	58,303	260.2	68,881	94.3	56,657	97.2	41,924	60.9
配 当 割 交 付 金	130,880	76.1	163,947	79.2	132,473	101.2	193,381	118.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	172,344	100.1	138,939	66.3	170,620	99.0	111,228	80.1
地 方 消 費 税 交 付 金	3,762,921	91.5	3,878,741	97.8	3,756,662	99.8	3,699,532	95.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	161,749	99.8	182,280	107.8	88,422	54.7	97,368	53.4
環 境 性 能 割 交 付 金	-	-	-	-	27,700	皆増	30,310	皆増
地 方 特 例 交 付 金	178,929	109.4	173,261	112.6	461,232	257.8	430,233	248.3
地 方 交 付 税	12,183,996	105.1	12,183,996	103.3	13,426,828	110.2	13,426,828	110.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000	96.8	27,997	98.7	29,600	98.7	30,182	107.8
分 担 金 及 び 負 担 金	875,469	92.3	826,902	94.3	643,676	73.5	618,212	74.8
使 用 料 及 び 手 数 料	862,668	104.3	813,177	100.0	802,290	93.0	770,429	94.7
国 庫 支 出 金	20,633,094	87.3	19,830,323	89.5	22,641,980	109.7	21,353,812	107.7
府 支 出 金	6,681,017	98.6	6,360,819	105.1	7,426,487	111.2	6,515,856	102.4
財 産 収 入	146,379	35.3	128,992	32.4	131,148	89.6	123,911	96.1
寄 附 金	217,212	2,174.9	216,150	2,490.5	59,733	27.5	58,875	27.2
繰 入 金	2,561,540	159.3	1,623,398	117.5	2,173,954	84.9	1,162,446	71.6
諸 収 入	4,041,326	122.9	3,277,363	127.1	4,929,633	122.0	4,454,390	135.9
市 債 金	6,689,000	62.9	4,704,400	55.1	6,157,800	92.1	5,237,700	111.3
繰 越 金	1,624,990	105.2	1,624,990	105.2	1,670,149	102.8	1,670,149	102.8
計	90,054,722	94.4	85,172,531	94.7	93,904,229	104.3	89,256,229	104.8

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	平成30年度				令和元年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	493,116	99.9	482,380	99.8	459,071	93.1	436,126	90.4
総 務 費	6,335,900	110.1	5,780,791	107.1	6,251,389	98.7	5,656,248	97.8
民 生 費	46,401,611	97.3	44,749,904	98.1	48,322,958	104.1	45,707,965	102.1
衛 生 費	4,301,240	41.1	3,987,250	39.4	4,637,413	107.8	4,294,885	107.7
産 業 経 済 費	273,063	108.9	237,648	107.3	760,113	278.4	500,838	210.7
土 木 費	11,453,619	96.0	9,079,510	101.8	12,714,042	111.0	11,121,150	122.5
消 防 費	2,861,582	96.5	2,859,284	96.7	2,877,726	100.6	2,864,203	100.2
教 育 費	7,674,133	112.0	6,323,004	107.6	7,571,242	98.7	6,684,352	105.7
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	6,805,722	106.6	6,604,169	105.8	6,039,872	88.7	5,905,920	89.4
諸 支 出 金	3,399,281	136.8	3,398,442	137.0	4,179,128	122.9	4,166,043	122.6
予 備 費	55,405	59.2	0	0.0	91,225	164.7	0	0.0
計	90,054,722	94.4	83,502,382	94.5	93,904,229	104.3	87,337,730	104.6

令和元年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



Ⅲ 市税の総括

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人あたり及び1世帯あたりの市税収入額・・・・・・・・	7

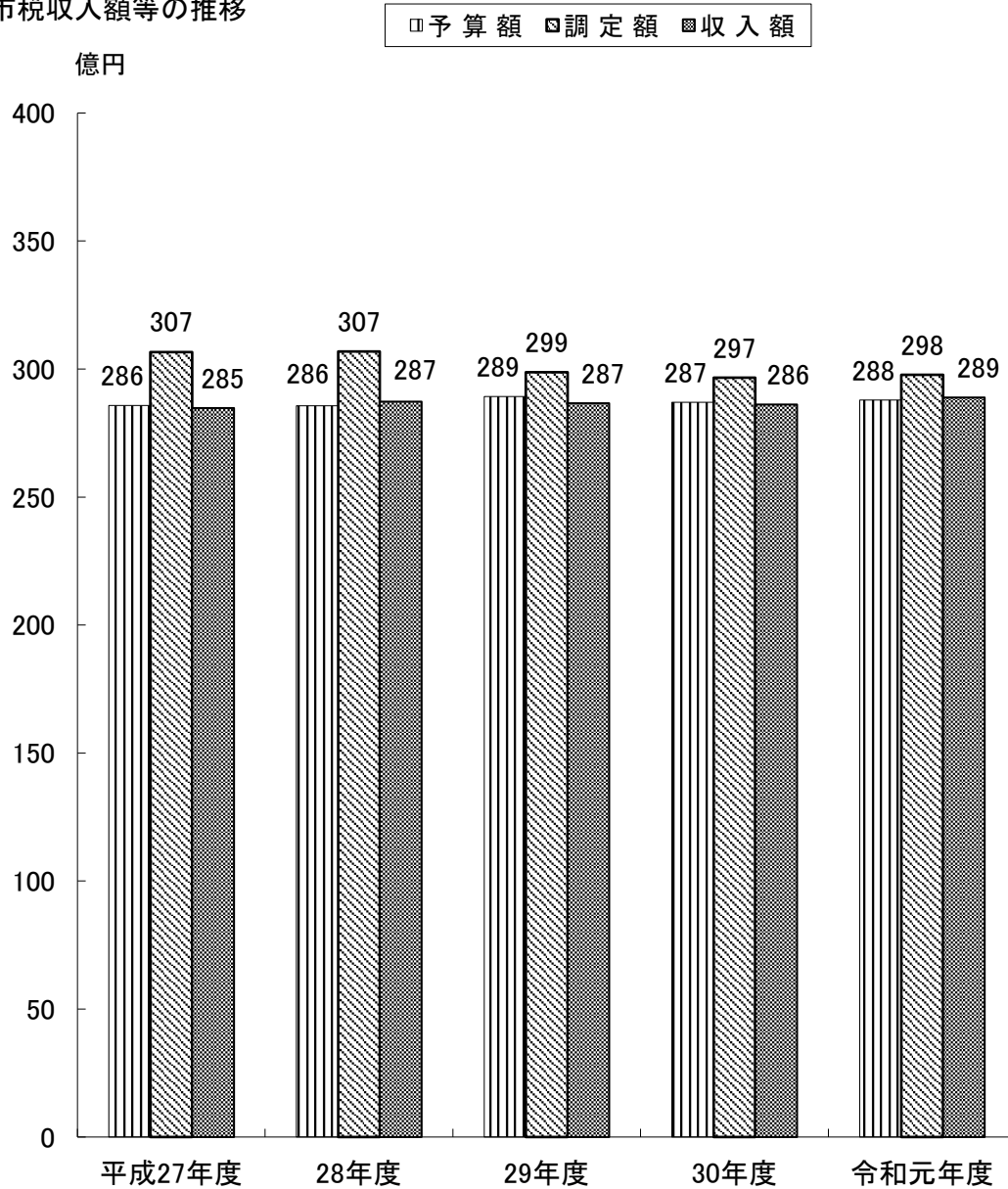
Ⅲ 市税の総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
平成27	28,577,803	99.8	30,667,218	99.0	28,480,242	100.0
28	28,569,859	100.0	30,682,930	100.1	28,730,202	100.9
29	28,921,585	101.2	29,868,765	97.3	28,667,992	99.8
30	28,697,466	99.2	29,664,194	99.3	28,611,217	99.8
令和元	28,782,509	100.3	29,774,750	100.4	28,885,995	101.0

市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	平成29年度			30年度			令和元年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	11,208,013	11,001,890	98.2	11,390,557	11,201,850	98.3	11,494,906	11,311,492	98.4
		滞繰	447,754	232,139	51.8	356,974	201,823	56.5	275,520	174,207	63.2
		計	11,655,767	11,234,029	96.4	11,747,531	11,403,673	97.1	11,770,426	11,485,699	97.6
	法人	現年	1,795,916	1,792,323	99.8	1,795,543	1,794,344	99.9	1,792,786	1,788,880	99.8
		滞繰	23,078	4,246	18.4	16,134	4,352	27.0	7,434	3,201	43.1
		計	1,818,994	1,796,569	98.8	1,811,677	1,798,696	99.3	1,800,220	1,792,081	99.5
	計			13,474,761	13,030,598	96.7	13,559,208	13,202,369	97.4	13,570,646	13,277,780
固定 資産 税	純固定資産税	現年	11,007,794	10,863,398	98.7	10,849,778	10,733,638	98.9	11,003,983	10,896,063	99.0
		滞繰	597,681	170,387	28.5	539,156	130,650	24.2	443,860	101,016	22.8
		計	11,605,475	11,033,785	95.1	11,388,934	10,864,288	95.4	11,447,843	10,997,079	96.1
	交付金	現年	288,077	288,077	100.0	287,762	287,762	100.0	286,536	286,536	100.0
	計			11,893,552	11,321,862	95.2	11,676,696	11,152,050	95.5	11,734,379	11,283,615
軽自動車税	現年	290,067	275,661	95.0	299,839	285,431	95.2	306,107	296,657	96.9	
	滞繰	35,195	6,879	19.5	36,321	9,706	26.7	34,339	11,100	32.3	
	計	325,262	282,540	86.9	336,160	295,137	87.8	340,446	307,757	90.4	
市たばこ税	現年	1,512,337	1,512,337	100.0	1,478,264	1,478,264	100.0	1,513,773	1,513,773	100.0	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞繰	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
入湯税	現年	20,620	20,620	100.0	15,063	15,063	100.0	13,446	13,446	100.0	
都市計画税	現年	2,493,508	2,457,648	98.6	2,464,708	2,435,840	98.8	2,491,547	2,464,464	98.9	
	滞繰	148,725	42,387	28.5	134,095	32,494	24.2	110,513	25,160	22.8	
	計	2,642,233	2,500,035	94.6	2,598,803	2,468,334	95.0	2,602,060	2,489,624	95.7	
合計	現年	28,616,332	28,211,954	98.6	28,581,514	28,232,192	98.8	28,903,084	28,571,311	98.9	
	滞繰	1,252,433	456,038	36.4	1,082,680	379,025	35.0	871,666	314,684	36.1	
	計	29,868,765	28,667,992	96.0	29,664,194	28,611,217	96.5	29,774,750	28,885,995	97.0	

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
個人市民税	38.4	38.1	39.0	39.6	39.5
法人市民税	6.5	6.4	6.1	6.1	6.1
固定資産税	39.1	39.4	39.8	39.4	39.4
軽自動車税	0.8	1.0	1.1	1.1	1.2
市たばこ税	5.5	5.3	5.1	5.0	5.1
特別土地保有税	0.9	1.0	0.0	0.0	0.0
入湯税	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
都市計画税	8.8	8.7	8.8	8.8	8.7

4 1人あたり及び1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
人口	238,546人		236,758人		234,851人		232,896人		231,189人	
世帯数	108,952世帯		109,147世帯		109,354世帯		109,754世帯		110,299世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	54,834	120,057	55,308	119,972	55,485	119,160	56,688	120,291	57,432	120,380
個人市民税	46,648	102,133	47,165	102,308	47,835	102,731	48,965	103,902	49,681	104,132
法人市民税	8,186	17,924	8,143	17,664	7,650	16,429	7,723	16,389	7,751	16,248
固定資産税	46,302	101,376	47,529	103,098	48,209	103,534	47,884	101,610	48,807	102,300
軽自動車税	904	1,979	1,141	2,475	1,203	2,584	1,267	2,689	1,331	2,790
市たばこ税	7,029	15,390	6,817	14,787	6,439	13,830	6,348	13,469	6,548	13,724
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	20	44	94	204	88	188	65	137	58	122
都市計画税	10,302	22,556	10,459	22,689	10,645	22,862	10,598	22,489	10,769	22,572
合 計	119,391	261,402	121,348	263,225	122,069	262,158	122,850	260,685	124,945	261,888

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラや桜をはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

IV 市民税

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたりの調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	平成29年度			30年度			令和元年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	5,029	105.7	13.5	5,024	99.9	15.2	5,092	101.4	15.6
	均等割のみ	3,008	91.0	8.1	2,988	99.3	9.1	2,933	98.2	9.0
	均等割・所得割	29,161	95.4	78.4	24,958	85.6	75.7	24,585	98.5	75.4
	計	37,198	96.3	100.0	32,970	88.6	100.0	32,610	98.9	100.0
	所得割	34,190	96.8		29,982	87.7		29,677	99.0	
	均等割	32,169	95.0		27,946	86.9		27,518	98.5	
給与特別徴収	所得割のみ	269	98.5	0.4	285	105.9	0.4	291	102.1	0.4
	均等割のみ	1,361	112.9	2.1	1,634	120.1	2.3	1,661	101.7	2.3
	均等割・所得割	63,423	103.5	97.5	68,537	108.1	97.3	70,013	102.2	97.3
	計	65,053	103.6	100.0	70,456	108.3	100.0	71,965	102.1	100.0
	所得割	63,692	103.4		68,822	108.1		70,304	102.2	
	均等割	64,784	103.6		70,171	108.3		71,674	102.1	
公的年金特別徴収	所得割のみ	1,898	112.0	11.4	2,188	115.3	13.0	2,379	108.7	14.1
	均等割のみ	3,014	103.5	18.1	3,029	100.5	18.0	3,166	104.5	18.8
	均等割・所得割	11,725	101.2	70.5	11,581	98.8	69.0	11,333	97.9	69.0
	計	16,637	102.7	100.0	16,798	101.0	100.0	16,878	100.5	100.0
	所得割	13,623	102.6		13,769	101.1		13,712	99.6	
	均等割	14,739	101.7		14,610	99.1		14,499	99.2	
合計	所得割のみ	7,196	107.0	6.1	7,497	104.2	6.2	7,762	103.5	6.4
	均等割のみ	7,383	99.5	6.2	7,651	103.6	6.4	7,760	101.4	6.4
	均等割・所得割	104,309	100.8	87.7	105,076	100.7	87.4	105,931	100.8	87.2
	計	118,888	101.1	100.0	120,224	101.1	100.0	121,453	101.0	100.0
	所得割	111,505	101.2		112,573	101.0		113,693	101.0	
	均等割	111,692	100.7		112,727	100.9		113,691	100.9	
特別徴収義務者数	21,172	103.9		23,706	112.0		24,178	102.0		

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	平成29年度	30年度	令和元年度
電子申告件数	59,049 件	62,989 件	68,968 件
電子申告率	42.5 %	45.0 %	48.8 %

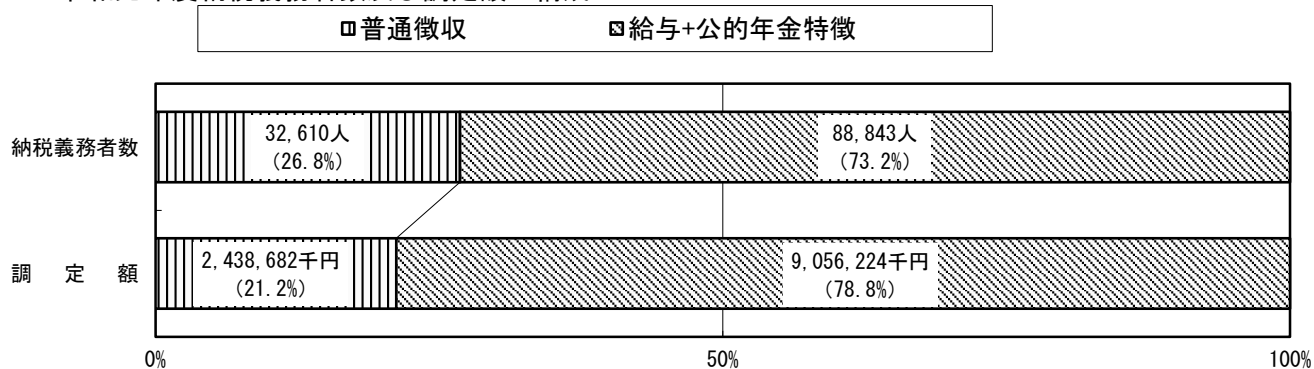
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		平成29年度			30年度			令和元年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,627,465	97.5		2,424,192	92.3		2,354,495	97.1		
	均等割	100,522	94.8		86,284	85.8		84,187	97.6		
	計	2,727,987	97.4	24.3	2,510,476	92.0	22.0	2,438,682	97.1	21.2	
特別徴収	給与	所得割	7,766,956	101.4		8,141,661	104.8		8,319,276	102.2	
		均等割	216,654	103.3		232,488	107.3		239,790	103.1	
		計	7,983,610	101.4	71.3	8,374,149	104.9	73.5	8,559,066	102.2	74.5
	公的年金	所得割	449,510	104.4		458,987	102.1		450,519	98.2	
		均等割	46,906	104.5		46,945	100.1		46,639	99.3	
		計	496,416	104.4	4.4	505,932	101.9	4.5	497,158	98.3	4.3
合計	所得割	10,843,931	100.5		11,024,840	101.7		11,124,290	100.9		
	均等割	364,082	100.9		365,717	100.4		370,616	101.3		
	計	11,208,013	100.5	100.0	11,390,557	101.6	100.0	11,494,906	100.9	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

令和元年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたりの調定額

(単位：円、%)

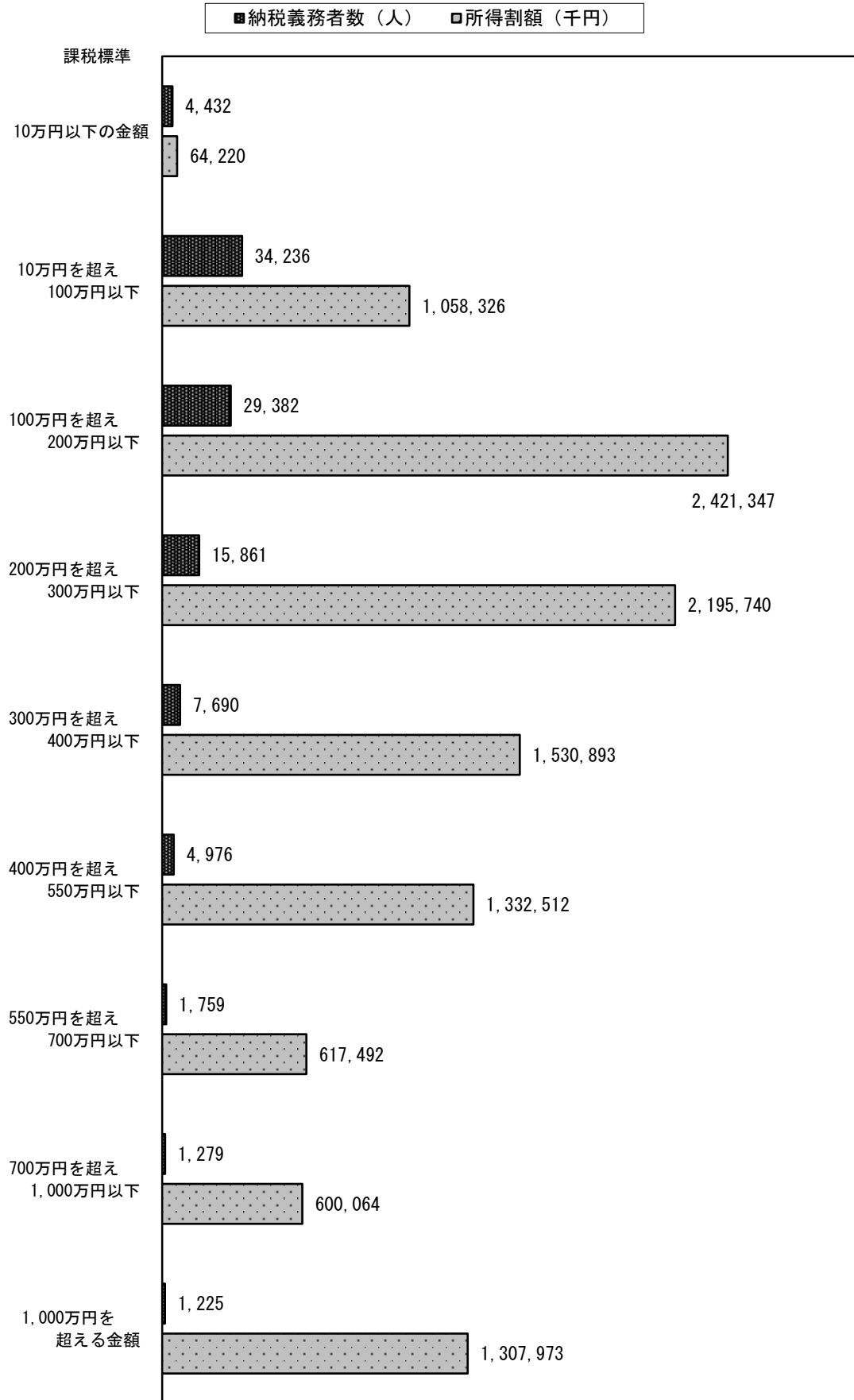
年度 区分		平成29年度		30年度		令和元年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収		73,337	101.1	76,144	105.0	74,783	98.2
給与特別徴収		122,725	97.9	118,856	94.8	118,934	100.1
公的年金特別徴収		29,838	101.6	30,119	102.6	29,456	97.8
全体		94,274	99.4	94,744	99.9	94,645	99.9

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者	合 計
平成 30 年度	所得割を納める者	納税義務者数（人）	81,064	5,578	4	18,643	0	—	105,289
		構成比（%）	77.0	5.3	0.0	17.7	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	9,307,203	555,073	409	1,374,724	0	—	11,237,409
		構成比（%）	82.8	4.9	0.0	12.3	0.0	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	114,813	99,511	102,250	73,739	0	—	106,729
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	78,443	4,857	4	15,199	—	1,031	99,534
		所得金額（千円）	247,133,545	14,592,215	11,444	32,275,905	—	4,936,896	298,950,005
		構成比（%）	82.7	4.9	0.0	10.8	—	1.6	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,150,486	3,004,368	2,861,000	2,123,555	—	4,788,454	3,003,496
		令和 元 年度	所得割を納める者	納税義務者数（人）	82,187	5,599	6	18,328	1
構成比（%）	77.4			5.3	0.0	17.3	0.0	—	100.0
市民税額（千円）	9,473,734			567,404	583	1,286,414	4	—	11,328,139
構成比（%）	83.6			5.0	0.0	11.4	0.0	—	100.0
1人あたりの 市民税額（円）	115,271			101,340	97,167	70,189	4,000	—	106,747
所得割を納める者	納税義務者数（人）		79,626	4,892	6	14,776	—	956	100,256
	所得金額（千円）		253,285,352	14,901,705	18,161	31,252,811	—	4,423,941	303,881,970
	構成比（%）		83.3	4.9	0.0	10.3	—	1.5	100.0
	1人あたりの 所得額（円）		3,180,938	3,046,138	3,026,833	2,115,106	—	4,627,553	3,031,060
	2 年 度		所得割を納める者	納税義務者数（人）	83,082	5,591	7	17,967	7
構成比（%）		77.9		5.2	0.0	16.9	0.0	—	100.0
市民税額（千円）		9,594,993		610,383	509	1,293,693	25	—	11,499,603
構成比（%）		83.4		5.3	0.0	11.3	0.0	—	100.0
1人あたりの 市民税額（円）		115,488		109,172	72,714	72,004	3,571	—	107,822
所得割を納める者		納税義務者数（人）	80,460	4,955	6	14,526	—	893	100,840
		所得金額（千円）	256,720,535	15,633,468	13,459	30,723,750	—	4,484,331	307,575,543
		構成比（%）	83.5	5.0	0.0	10.0	—	1.5	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,190,660	3,155,089	2,243,167	2,115,087	—	5,021,647	3,050,134

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

令和2年度 課税標準段階別所得割額等の構成



2 法人市民税

(1) 納税者数

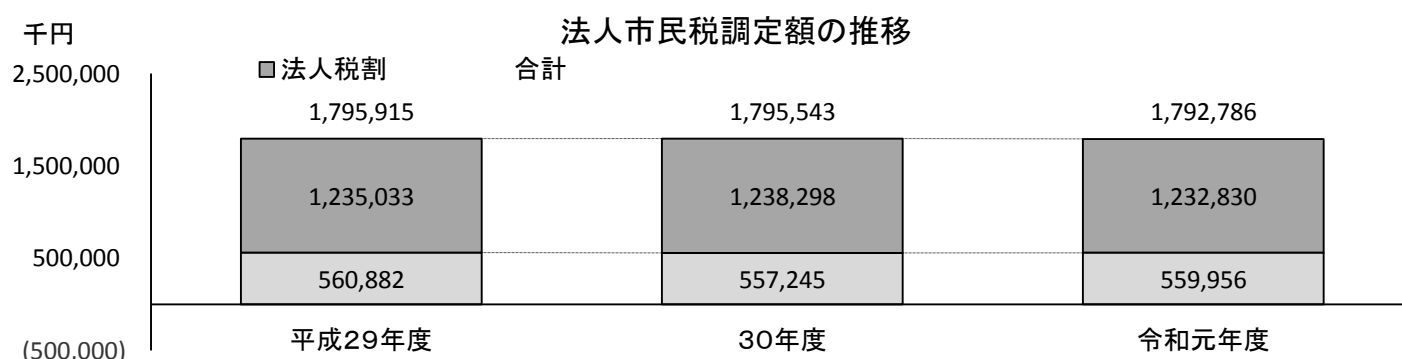
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	平成29年度		30年度		令和元年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	33	0.7	32	0.7	30	0.7
10億円超 50億円以下		2,100,000	13	0.3	13	0.3	12	0.3
10億円超	50人以下	492,000	211	4.7	204	4.5	199	4.3
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	27	0.6	28	0.6	28	0.6
	50人以下	192,000	163	3.7	159	3.5	147	3.2
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	62	1.4	64	1.4	63	1.4
	50人以下	156,000	550	12.3	551	12.1	548	11.9
1千万円以下	50人超	144,000	23	0.5	23	0.5	20	0.4
上記以外の法人		60,000	3,380	75.8	3,481	76.4	3,543	77.2
合計			4,462	100.0	4,555	100.0	4,590	100.0

(2) 調定額

(単位：円、%)

		平成29年度		30年度		令和元年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	1,221,206,000	91.9	1,216,291,600	99.6	1,214,424,400	99.8
	過年度	13,827,400	36.9	22,006,900	159.2	18,405,800	83.6
	計	1,235,033,400	90.4	1,238,298,500	100.3	1,232,830,200	99.6
均等割	現年度	547,786,300	99.1	547,569,000	100.0	549,120,000	100.3
	過年度	13,095,700	114.7	9,676,000	73.9	10,836,000	112.0
	計	560,882,000	99.4	557,245,000	99.4	559,956,000	100.5
合計		1,795,915,400	93.0	1,795,543,500	100.0	1,792,786,200	99.8



(3) 業種別調定額

	平成29年度		30年度		令和元年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業, 林業	5	347,700	5	833,700	5	1,692,300
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	770	149,840,400	793	169,856,200	804	198,252,200
製造業	484	420,514,200	489	408,040,400	487	368,718,300
電気・ガス・ 熱供給・水道業	9	797,900	13	1,740,400	15	3,043,600
情報通信業	59	97,052,600	59	81,342,500	55	47,252,400
運輸業, 郵便業	187	171,394,800	198	127,501,300	203	155,260,400
卸売業, 小売業	949	453,155,900	923	472,343,200	910	466,167,100
金融業, 保険業	68	91,780,900	71	136,315,400	69	118,270,000
不動産業, 物品賃貸業	637	131,734,800	653	124,864,900	654	136,029,900
学術研究, 専門・技術 サービス業	131	15,742,400	144	16,970,200	152	17,914,400
宿泊業, 飲食サービス業	225	53,472,900	225	52,386,400	222	60,416,600
生活関連サービス業, 娯楽業	172	59,653,900	178	57,105,900	183	64,584,700
教育, 学習支援業	64	11,088,800	71	12,794,000	75	11,781,900
医療, 福祉	314	48,823,300	340	57,015,500	345	59,529,600
複合サービス事業	12	8,202,600	12	4,885,600	12	6,264,400
サービス業, 冏の他	376	82,312,300	381	71,547,900	399	77,608,400
合計	4,462	1,795,915,400	4,555	1,795,543,500	4,590	1,792,786,200

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eLTA Xによる電子申告書提出件数

	平成29年度	30年度	令和元年度
電子申告件数	3,836件	4,116件	4,419件
電子申告率	62.1%	64.4%	69.0%

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

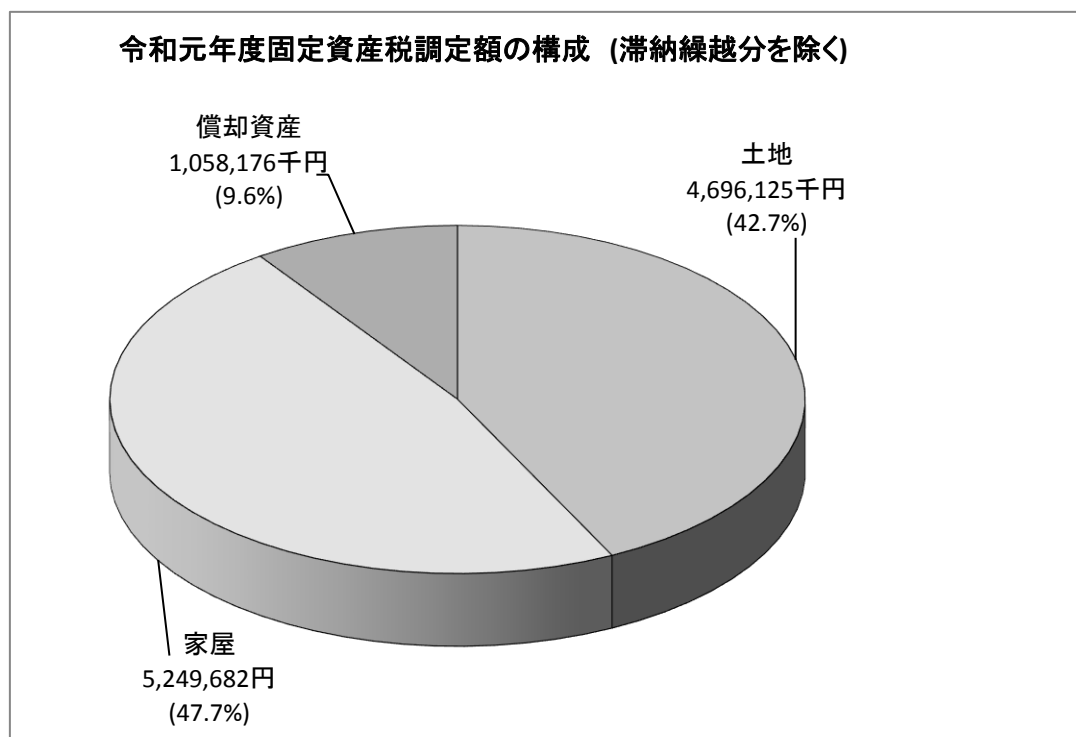
区分	年度	平成29年度		30年度		令和元年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		65,660	100.6	65,815	100.2	65,878	100.1
家屋		71,939	100.2	72,095	100.2	72,076	100.0
償却資産		1,283	102.1	1,302	101.5	1,364	104.8

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	平成29年度		30年度		令和元年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,728,859	99.8	4,698,831	99.4	4,696,125	99.9
家屋		5,194,109	101.8	5,105,369	98.3	5,249,682	102.8
小計		9,922,968	100.9	9,804,200	98.8	9,945,807	101.4
償却資産		1,084,826	100.4	1,045,578	96.4	1,058,176	101.2
合計		11,007,794	100.8	10,849,778	98.6	11,003,983	101.4

令和元年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



(3) 土地

① 令和2年度地目別評価地積等の構成

区分 地目	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格		
	筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
田	一般田	1,654	969,567	6.7	271	146,839	133,092	114,136	137	225
	介在田・市街化区域田	288	95,146	0.7	2	221	3,268,882	3,268,468	34,356	86,250
畑	一般畑	707	334,329	2.3	96	52,383	26,153	22,488	78	204
	介在畑・市街化区域畑	385	89,761	0.6	6	950	3,371,644	3,369,101	37,562	89,787
宅地	104,711	12,289,846	85.3	906	14,851	940,139,392	939,377,091	76,497	274,200	
池沼	1	3	0.0	0	0	0	0	0	18	
山林	307	100,113	0.7	34	9,485	876,641	875,609	16,589	61,661	
原野	30	4,930	0.0	4	896	35	28	7	54	
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	鉄軌道用地(単体)	581	229,596	1.6	0	0	7,724,184	7,724,184	33,643	37,072
	鉄軌道用地(複合)	129	20,547	0.1	0	0	1,162,814	1,162,814	56,593	214,400
	その他の雑種地	959	274,362	1.9	28	1,983	9,480,115	9,477,068	34,553	119,000
合計	109,752	14,408,200	99.9	1,347	227,608	966,182,952	965,390,987	67,058		

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	平成30年度	令和元年度	2年度
		課税標準額	1,468,099	1,311,499
田	地積	932,705	928,730	917,653
	課税標準額	1,344,364	1,194,602	1,178,673
畑	地積	400,134	378,543	370,757
	課税標準額	322,379,997	324,452,140	322,449,865
宅地	地積	12,228,882	12,308,369	12,274,995
	課税標準額	0	0	0
池沼	地積	3	3	3
	課税標準額	673,011	631,878	602,187
山林	地積	95,052	92,256	90,628
	課税標準額	28	28	28
原野	地積	4,034	4,034	4,034
	課税標準額	6,174,813	6,174,813	6,158,938
雑種地	鉄軌道用地	地積	250,143	250,143
	その他の雑種地	課税標準額	6,694,717	5,939,447
地積		300,955	260,414	272,379
合計	課税標準額	338,735,029	339,704,407	338,027,608
	地積	14,211,908	14,222,492	14,180,592

(概要調書による)

(4) 家屋

① 令和2年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円/㎡)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木造	専 用 住 宅	112,179,274	52,173	4,372,468	25,656	115,297	54,321	
	共同住宅・寄宿舎	5,986,206	1,149	252,794	23,680	222	73	
	併 用 住 宅	2,775,367	2,791	225,795	12,292	4,061	1,463	
	工 場 ・ 倉 庫	192,187	503	32,070	5,993	4,103	2,249	
	そ の 他	1,032,182	1,957	71,013	52,454	9,147	6,723	
	計	122,165,216	58,573	4,954,140	24,659	132,830	64,829	
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	5,693,909	12	76,252	74,672	0	0
		鉄筋造	5,989,633	129	130,812	45,788	0	0
		鉄骨造	33,253,913	929	661,229	50,291	0	0
		軽量鉄骨造	434,387	134	17,755	24,466	46	10
		ブロック造	2,429	5	141	17,227	0	0
		計	45,374,271	1,209	886,189	51,202	46	10
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	33,302,224	67	571,695	58,252	0	0
		鉄筋造	77,940,606	1,680	1,415,048	55,080	359	58
		鉄骨造	35,644,361	4,011	905,564	39,362	41	13
		軽量鉄骨造	17,882,797	3,311	521,335	34,302	541	282
		ブロック造	97,798	230	8,950	10,927	1,394	349
		計	164,867,786	9,299	3,422,592	48,170	2,335	702
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	681,170	5	6,839	99,601	0	0
		鉄筋造	2,737,802	30	48,349	56,626	0	0
		鉄骨造	2,714,940	45	33,834	80,243	0	0
		軽量鉄骨造	122,834	6	1,949	63,024	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	6,256,746	86	90,971	68,777	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	116,757	4	7,733	15,099	0	0
		鉄筋造	1,548,073	84	55,542	27,872	0	0
		鉄骨造	24,918,735	1,072	859,970	28,976	0	0
		軽量鉄骨造	624,831	344	75,979	8,224	865	214
		ブロック造	57,264	127	6,256	9,153	821	180
		計	27,265,660	1,631	1,005,480	27,117	1,686	394
	その他	鉄骨鉄筋造	1,583,870	4	19,911	79,547	0	0
		鉄筋造	17,409,301	10,922	444,899	39,131	14	1
		鉄骨造	9,134,958	106	181,175	50,421	0	0
		軽量鉄骨造	85,015	89	6,340	13,409	0	0
		ブロック造	21,416	90	1,962	10,915	221	63
		計	28,234,560	11,211	654,287	43,153	235	64
合計	鉄骨鉄筋造	41,377,930	92	682,430	60,633	0	0	
	鉄筋造	105,625,415	12,845	2,094,650	50,426	373	59	
	鉄骨造	105,666,907	6,163	2,641,772	39,998	41	13	
	軽量鉄骨造	19,149,864	3,884	623,358	30,720	1,452	506	
	ブロック造	178,907	452	17,309	10,336	2,436	592	
	計	271,999,023	23,436	6,059,519	44,888	4,302	1,170	

(概要調書による)

② 令和2年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	51,578	3,981,661	495	37,901	413,288	470
	併 用 住 宅	312	23,254	2	3,353	36,596	37
	共同住宅・寄宿舍	8,307	661,500	22	14,329	125,422	64
	工 場 ・ 倉 庫	37	595	2	724	4,888	8
	そ の 他	1,705	96,878	14	1,661	11,143	47
	小 計	61,939	4,763,888	535	57,968	591,337	626
非 木 造	事務所・店舗・銀行	9,128	731,013	17	18,004	880,714	14
	住宅・アパート	12,772	1,079,575	49	15,627	481,554	66
	工場・倉庫・市場	17,118	1,761,162	22	5,646	68,377	22
	そ の 他	9,971	762,490	11	1,786	41,740	22
	小 計	48,989	4,334,240	99	41,063	1,472,385	124
合 計		110,928	9,098,128	634	99,031	2,063,722	750

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 令和2年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア) 以外
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	16,156,631	16,111,417	41,506	16,069,911
	機 械 及 び 装 置	21,231,239	20,119,151	686,565	19,432,586
	船 舶	265	265	0	265
	車 両 及 び 運 搬 具	352,761	352,761	0	352,761
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,724,694	13,688,491	15,815	13,672,676
	小 計	51,465,590	50,272,085	743,886	49,528,199
法第389条の規定により総務大臣が価格等を決定し配分したもの		27,621,843	26,841,735		
合 計		79,087,433	77,113,820		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	平成29年度	30年度	令和元年度
電子申告件数	1,198件	1,395件	1,621件
電子申告率	25.6%	27.3%	31.2%

(6) 交付金・納付金

年度別交付（納付）額

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		30年度		令和元年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	288,077	100.5	287,762	99.9	286,536	99.6
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	288,077	100.5	287,762	99.9	286,536	99.6

2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
納税義務者数(人)		78,709	78,766	78,694
	前年度比(%)	100.0	100.1	99.9
調定額(千円)		2,493,508	2,464,708	2,491,547
	前年度比(%)	101.3	98.8	101.1

3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

ねや丸くん



- **性格**…たくましく、正義感が強い
- **特技**…独楽(こま)
- **好きなこと**…和歌を詠む
- **自慢**…やさしいまな差しでみんなを安心させる

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
	(1) 軽自動車税（車種別課税台数及び調定額）	21
	(2) 環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
	(1) 調定額等	22
3	入湯税	
	(1) 調定額等	22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 軽自動車税（車種別課税台数及び調定額）

（単位：台、千円、％）

区 分		平成29年度			30年度			令和元年度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	18,872	37,739	96.3	17,981	35,955	95.3	16,165	32,330	89.9		
	90cc以下	767	1,534	94.5	715	1,430	93.2	668	1,336	93.4		
	125cc以下	6,009	14,422	104.5	6,252	15,003	104.0	6,431	15,434	102.9		
	ミニカー	106	392	112.6	97	359	91.6	99	366	101.9		
	小 計	25,754	54,087	98.4	25,045	52,747	97.5	23,363	49,466	93.8		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	3,186	11,469	100.5	3,221	11,596	101.1	3,097	11,149	96.1		
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
	四輪のもの	乗用	営業用	10	58	95.1	13	81	139.7	13	83	102.5
			自家用	20,650	176,435	106.3	21,021	187,368	106.2	21,117	194,717	103.9
		貨物	営業用	608	2,019	112.4	631	2,147	106.3	637	2,233	104.0
			自家用	6,363	29,640	100.3	6,249	29,534	99.6	6,053	29,083	98.5
	農 耕 用	40	96	107.9	40	96	100.0	41	98	102.1		
	特殊作業用	86	507	96.6	85	502	99.0	76	449	89.4		
	小 計	30,943	220,224	105.1	31,260	231,324	105.0	31,034	237,812	102.8		
二輪の小型自動車	2,626	15,756	101.8	2,628	15,768	100.1	2,572	15,432	97.9			
合 計	59,323	290,067	103.6	58,933	299,839	103.4	56,969	302,710	101.0			

(2) 環境性能割 (調定額)

年 度	平成29年度	30年度	令和元年度
調定額 (円)	—	—	3,396,400
前年度比 (%)	—	—	皆増

2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	平成29年度	30年度	令和元年度
消費本数 (千本)	旧3級品 12,990 旧3級品以外 279,237	旧3級品 10,090 旧3級品以外 264,438	旧3級品 5,367 旧3級品以外 262,138
税率	旧3級品 1,000本につき3,355円 旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品 1,000本につき4,000円 旧3級品以外 1,000本につき5,262円 (H30.10.1以降) 1,000本につき5,692円	旧3級品 1,000本につき4,000円 (R1.10.1以降) 1,000本につき5,692円 旧3級品以外 1,000本につき5,692円
調定額 (千円)	1,512,337	1,478,264	1,513,773
前年度比 (%)	93.7	97.7	102.4

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	平成29年度	30年度	令和元年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	0	0	0
宿泊する者	0	0	0
宿泊しない者	274,930	200,836	179,283
調定額	20,619,750	15,062,700	13,446,225

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円

Ⅶ 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
6月期分		27,809,000	27,208,000	24,028,000
11月期分		40,116,000	39,430,000	36,224,000
3月期分		28,289,000	30,597,000	25,937,000
計		96,214,000	97,235,000	86,189,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
6月期分		68,840,000	62,361,000	68,896,000
11月期分		97,318,000	97,693,000	103,613,000
3月期分		69,673,000	79,469,000	75,705,000
計		235,831,000	239,523,000	248,214,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
6月期分		0	0	0
11月期分		0	0	34
3月期分		0	0	0
計		0	0	34

(4) 森林環境譲与税

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
9月期分		-	-	4,532,000
3月期分		-	-	4,533,000
計		-	-	9,065,000

2 府交付金

(1) 利子割交付金

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
8月期分		26,825,000	27,355,000	17,218,000
12月期分		27,159,000	25,699,000	13,144,000
3月期分		19,080,000	15,827,000	11,562,000
計		73,064,000	68,881,000	41,924,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
8月期分		47,156,000	47,872,000	51,343,000
12月期分		8,963,000	7,722,000	8,463,000
3月期分		150,944,000	108,353,000	133,575,000
計		207,063,000	163,947,000	193,381,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
3月期分		209,469,000	138,939,000	111,228,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
6月期分		951,800,000	950,583,000	962,536,000
9月期分		1,299,195,000	1,227,659,000	1,198,134,000
12月期分		703,998,000	687,879,000	512,799,000
3月期分		1,012,727,000	1,012,620,000	1,026,063,000
計		3,967,720,000	3,878,741,000	3,699,532,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
8月期分		54,399,000	55,816,000	61,807,000
12月期分		53,475,000	59,298,000	35,529,603
3月期分		61,238,000	67,166,000	31,613
計		169,112,000	182,280,000	97,368,216

(6) 環境性能割交付金

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
8月期分		-	-	-
12月期分		-	-	8,395,000
3月期分		-	-	21,915,000
計		0	0	30,310,000

3 府民税徴収委託金

(1) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度
8月期分		87,587,234	91,834,681	87,670,137
11月期分		85,241,659	86,565,178	86,361,229
2月期分		81,555,840	83,418,073	83,873,661
5月期分		81,595,959	82,269,215	82,298,668
計		335,980,692	344,087,147	340,203,695

VIII 徴収

1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29

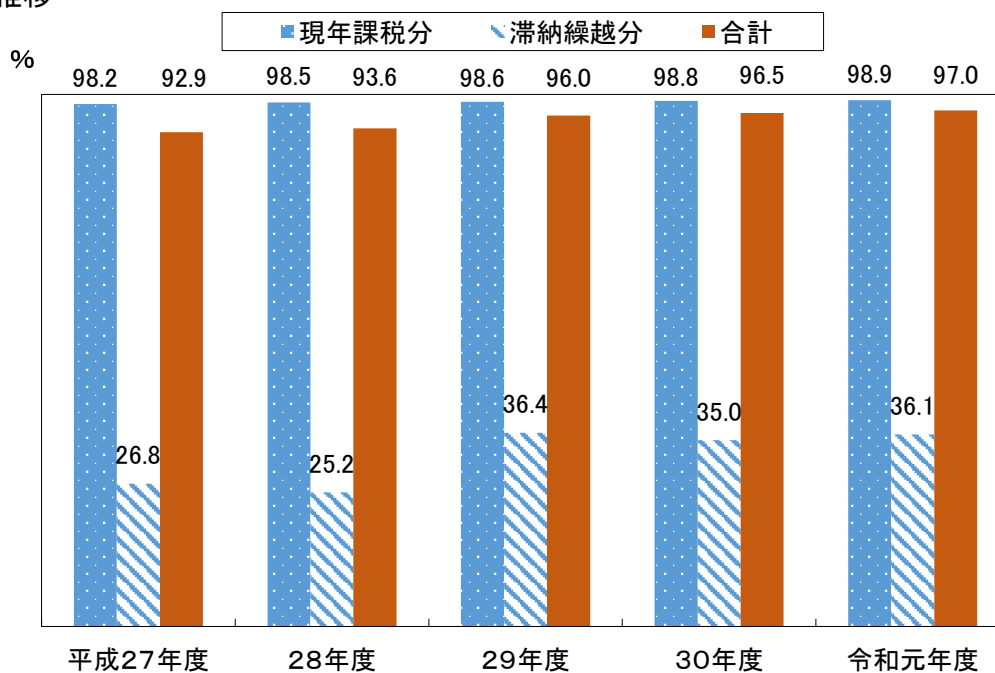
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
個人市民税	現年課税分	97.8	98.0	98.2	98.3	98.4
	滞納繰越分	39.9	43.9	51.8	56.5	63.2
法人市民税	現年課税分	99.5	99.6	99.8	99.9	99.8
	滞納繰越分	28.5	12.7	18.4	27.0	43.1
固定資産税	現年課税分	98.2	98.5	98.7	98.9	99.0
	滞納繰越分	26.3	23.3	28.5	24.2	22.8
軽自動車税	現年課税分	94.6	94.5	95.0	95.2	96.9
	滞納繰越分	24.0	17.5	19.5	26.7	32.3
市たばこ税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	98.1	98.5	98.6	98.8	98.9
	滞納繰越分	26.3	23.3	28.5	24.2	22.8
市税合計	現年課税分	98.2	98.5	98.6	98.8	98.9
	滞納繰越分	26.8	25.2	36.4	35.0	36.1
	合計	92.9	93.6	96.0	96.5	97.0

徴収率の推移



2 収納種別実施状況

(1) 取扱件数及び金額

(単位:件、円)

種別	年度	平成29年度		30年度		令和元年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融機関窓口等		184,808	7,613,910,135	184,855	7,180,978,640	204,032	7,582,847,467
口座振替		40,043	3,288,974,128	39,641	3,288,539,896	39,484	3,178,126,059
クレジットカード		0	0	0	0	127	5,176,560
スマートフォン決済		0	0	0	0	91	1,258,876
コンビニ		117,475	2,942,183,525	117,379	2,896,194,882	119,462	2,660,418,741
ペイジー		49,407	2,380,559,169	49,702	2,480,370,495	52,359	2,422,069,412
その他		24,824	353,136,662	22,138	312,370,982	21,968	386,353,880
合計		416,557	16,578,763,619	413,715	16,158,454,895	437,523	16,236,250,995

※ 対象税目は市府民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税で、内訳は下記のとおりです。

(2) 税目内訳件数及び金額

(単位:件、円)

税目・種別	年度	平成29年度		30年度		令和元年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市府民税(普通徴収)	金融機関窓口等	50,479	328,005,917	51,531	220,867,111	48,222	1,057,773,856
	口座振替	6,891	606,486,128	6,181	587,753,196	5,939	340,498,219
	クレジットカード	0	0	0	0	62	2,931,300
	スマートフォン決済	0	0	0	0	58	712,656
	コンビニ	31,432	970,932,554	28,171	866,064,555	27,952	518,725,138
	ペイジー	12,400	767,582,069	11,649	782,583,515	12,304	521,149,982
	計	101,202	2,673,006,668	97,532	2,457,268,377	94,537	2,441,791,151
固定資産税・都市計画税	金融機関窓口等	117,075	7,208,947,508	116,585	6,884,861,557	133,492	6,441,173,931
	口座振替	30,968	2,672,172,700	31,162	2,688,224,800	31,306	2,824,819,820
	クレジットカード	0	0	0	0	65	2,245,260
	スマートフォン決済	0	0	0	0	31	526,560
	コンビニ	55,692	1,826,389,171	57,807	1,873,669,239	60,115	1,980,245,483
	ペイジー	28,655	1,571,365,680	29,802	1,655,459,580	31,320	1,854,734,410
	計	232,390	13,278,875,059	235,356	13,102,215,176	256,329	13,103,745,464
軽自動車税	金融機関窓口等	17,254	76,956,710	16,739	75,249,972	22,318	83,899,680
	口座振替	2,184	10,315,300	2,298	12,561,900	2,239	12,808,020
	クレジットカード	0	0	0	0	0	0
	スマートフォン決済	0	0	0	0	2	19,660
	コンビニ	30,351	144,861,800	31,401	156,461,088	31,395	161,448,120
	ペイジー	8,352	41,611,420	8,251	42,327,400	8,735	46,185,020
	計	58,141	273,745,230	58,689	286,600,360	64,689	304,360,500
その他		24,824	353,136,662	22,138	312,370,982	21,968	386,353,880
合計		416,557	16,578,763,619	413,715	16,158,454,895	437,523	16,236,250,995

3 口座振替利用者数の状況

(単位:人、%)

種別	平成29年度			30年度			令和元年度		
	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率
個人市民税 (普通徴収)	37,198	6,891	18.5	32,970	6,181	18.7	32,610	5,939	18.2
固定資産税 都市計画税	79,730	30,968	38.8	79,779	31,162	39.1	79,732	31,306	39.3
軽自動車税	45,729	2,184	4.8	45,380	2,298	5.1	44,634	2,239	5.0
合計	162,657	40,043	24.6	158,129	39,641	25.1	156,976	39,484	25.2

4 督促状発送状況

(単位:件、%)

種別	平成29年度		30年度		令和元年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人市民税 (普通徴収)	26,570	33.0%	22,020	29.9%	23,818	31.4%
個人市民税 (特別徴収)	6,699	8.4%	8,596	11.7%	9,110	12.0%
法人市民税	277	0.3%	254	0.3%	236	0.3%
市民税計	33,546	41.7%	30,870	41.9%	33,164	43.7%
固定資産税 都市計画税	37,394	46.4%	34,624	46.9%	34,831	45.8%
軽自動車税	9,581	11.9%	8,241	11.2%	7,974	10.5%
合計	80,521	100.0%	73,735	100.0%	75,969	100.0%

5 不納欠損額

(単位:件、円)

種別	平成29年度		30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	1,441	63,546,760	1,423	66,008,211	1,958	38,376,040
法人市民税	83	6,222,300	86	5,547,580	61	1,449,160
固定資産税 都市計画税	642	33,255,825	788	101,112,140	1,127	33,875,759
軽自動車税	3,011	6,393,620	3,027	6,541,430	923	2,504,879
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-
合計	5,177	109,418,505	5,324	179,209,361	4,069	76,205,838

6 歳出還付金の状況

(単位:件、円)

種別	平成29年度		30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市・府民税	887	26,865,250	1,047	31,521,180	1,015	29,493,490
法人市民税	257	113,941,700	246	25,486,800	271	23,690,720
固定資産税 都市計画税	269	10,654,460	425	60,733,937	497	7,467,638
軽自動車税	57	232,520	50	240,920	10	88,920
合計	1,470	151,693,930	1,768	117,982,837	1,793	60,740,768

IX その他

1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	35

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

区 分		平成29年度			30年度			令和元年度			
		決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,667,992	99.8		28,611,217	99.8		28,885,995	101.0		
	個人府民税 (2)	7,461,770	100.7		7,576,100	101.5		7,627,894	100.7		
	計 (3)	36,129,762	100.0		36,187,317	100.2		36,513,889	100.9		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	189,098	97.9	40.3	182,141	96.3	38.7	188,028	103.2	40.4
		諸 手 当	131,395	98.8	28.0	132,909	101.2	28.3	124,728	93.8	26.7
		時間外勤務手当	8,510	100.2	1.8	10,200	119.9	2.2	7,704	75.5	1.6
		税務特別手当	168	55.6	0.0	28	16.7	0.0	21	75.0	0.0
		その他の手当	122,717	98.8	26.2	122,681	100.0	26.1	117,003	95.4	25.1
		そ の 他 (共 済 費 等)	70,090	102.6	15.0	69,615	99.3	14.8	68,127	97.9	14.6
	計	390,583	99.0	83.3	384,665	98.5	81.8	380,883	99.0	81.7	
	需 用 費	旅 費	97	77.0	0.0	158	162.9	0.0	41	25.9	0.0
		賃 金	8,054	100.2	1.7	8,857	110.0	1.9	6,519	73.6	1.4
		そ の 他	70,229	101.2	15.0	76,590	109.1	16.3	78,515	102.5	16.9
		計	78,380	101.0	16.7	85,605	109.2	18.2	85,075	99.4	18.3
	合 計 (4)		468,963	99.3	100.0	470,270	100.3	100.0	465,958	99.1	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)		320,194	100.6		321,312	100.3		323,347	100.6	
(4) - (5) = (6)		148,769	96.6	148,958		100.1	142,611		95.7		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.3%			1.3%			1.3%			
	(6) / (1)	0.5%			0.5%			0.5%			
税 務 職 員 数		55 人			53 人			57 人			

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

令和2年3月31日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主査～職員	計
市民税課	1	—	1	2	—	17	21
固定資産税課	—	1	—	3	—	13	17
納税課	—	1	—	2	1	15	19
計	1	2	1	7	1	45	57

※市民税課の税務室長と課長は兼務、主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

(2) 税務室の事務分掌

市民税課

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (8) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）に関する証明書（他の所管に属するものを除く。）の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 室内の調整に関すること。

固定資産税課

- (1) 固定資産税（都市計画税を含む。第4号において同じ。）の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

納税課

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

令和2年3月31日現在

年 齢 担当名	25歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	計	平均年齢
	未満	～ 29歳	～ 34歳	～ 39歳	～ 44歳	～ 49歳	以上		
市 民 税 課	3	3	2	4	2	2	5	21	40歳3月
固定資産税課	0	1	0	1	0	3	12	17	52歳10月
納 税 課	0	1	3	4	0	0	11	19	47歳5月
計	3	5	5	9	2	5	28	57	46歳5月

(2) 税務経験年数別職員数

令和2年3月31日現在

年 数 担当名	0年	2年	4年	6年	8年	10年	15年	計	平均経験 年数
	～ 1年	～ 3年	～ 5年	～ 7年	～ 9年	～ 14年	以上		
市 民 税 課	6	5	4	2	1	3	0	21	4年3月
固定資産税課	1	2	1	5	3	3	2	17	8年3月
納 税 課	4	5	6	1	1	2	0	19	4年2月
計	11	12	11	8	5	8	2	57	5年5月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	上原 武彦	平成23年7月10日 (4期目)	令和5年7月9日
委員長職務代理	山本 實	平成25年10月1日 (3期目)	令和4年9月30日
委員	平石 貴	令和2年11月1日 (1期目)	令和5年10月31日

6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数

区 分		年 度		
		平成29年度	30年度	令和元年度
審査申出件数		0	1	0
審査決定件数	認容(一部認容含)	0	0	0
	棄却	0	0	0
	却下	0	1	0
	取下げ件数	0	0	0

7 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

令和2年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税課	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産課税	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税課	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「評価証明書」、「公課証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（税務室分）

	平成30年度		令和元年度		前年度比		備 考
	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (%)	収入額 (%)	
市民税課	3,658	1,097,400	3,149	944,700	86.1	86.1	
課税、所得、非課税 法人所在地	3,658	1,097,400	3,149	944,700	86.1	86.1	1件 300円
固定資産税課	2,595	1,612,700	2,776	1,744,500	107.0	108.2	
各種台帳閲覧	815	244,500	863	258,900	105.9	105.9	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	974	359,500	1,041	375,000	106.9	104.3	
公課証明	41	14,200	24	8,200	58.5	57.7	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	765	994,500	848	1,102,400	110.8	110.8	
納税課	1,152	345,600	1,320	396,000	114.6	114.6	
個人市民税納税証明	237	71,100	201	60,300	84.8	84.8	1件 300円
法人市民税納税証明	498	149,400	658	197,400	132.1	132.1	
固定資産税納税証明	262	78,600	333	99,900	127.1	127.1	
軽自動車税納税証明	4	1,200	5	1,500	125.0	125.0	
完納証明書	151	45,300	123	36,900	81.5	81.5	
合 計	7,405	3,055,700	7,245	3,085,200	97.8	101.0	

税率の変遷

市民税の税歴	36
諸税の税歴	57
主な税制改正（令和元年度適用）	70

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/21)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
昭和 24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭						所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/21)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1	37. 3. 20	38. 1. 1	38. 3. 20	39. 1. 1	39. 3. 20	40. 1. 1	40. 3. 20
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から 4% 府民税の所得割から 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から 3% 府民税の所得割から 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3/21)

賦課期日・申告期限	昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
	41. 1. 1	41. 3. 20	42. 1. 1	42. 3. 15	43. 1. 1	43. 3. 15
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える	同	左	配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)	同	左	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)	同	左	社会保険料	1年間の支払い金額の全額
	基礎控除	100,000円	同	左	雑損	総所得金額の10%を超える金額
					医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)
				基礎控除	110,000円	
市 民 税	均等割	400円	同	左	均等割	400円
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同	左	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%
府 民 税	均等割	100円	同	左	均等割	100円
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% ※特別控除の廃止	同	左	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%
税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のい ずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円	同	左	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。
	配当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。	同	左		
摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円

市民税の税歴(4/21)

賦課期日・申告期限	昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度			
	44. 1. 1	44. 3. 15	45. 1. 1	45. 3. 16	46. 1. 1	46. 3. 15	47. 1. 1	47. 3. 15		
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える	配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える	配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える	配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	同 左	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円	同 左	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)	総所得金額の5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)	同 左
	基礎控除	120,000円	130,000円	140,000円	150,000円	均等割	400円	同 左	同 左	同 左
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同 左	同 左	同 左	府民税	均等割 100円	同 左	同 左	同 左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左	税額控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。	同 左	同 左	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%
摘要	白色専従者控除 150,000円	S45.1.1以降の土地建物等の譲 渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円	同 左	同 左	白色専従者控除 165,000円					

市民税の税歴(5/21)

賦課期日・申告期限	昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度				
	48. 1. 1	48. 3. 15	49. 1. 1	49. 3. 15	50. 1. 1	50. 3. 15	51. 1. 1	51. 3. 15			
所得控除	配偶者及び扶養 配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左			
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同	左	同	左	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)			
市民税	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左		
	均等割	400円		同	左	同	左		1,200円		
	所得割	30万円以下の金額	2%	15万円以下の金額	2%						
		30万円を超える金額	3%	15万円を超える金額	3%						
		50万円	4%	40万円	4%						
		80万円	5%	70万円	5%						
		110万円	6%	100万円	6%						
		150万円	7%	150万円	7%						
		250万円	8%	250万円	8%	同	左			同	左
		400万円	9%	400万円	9%						
600万円		10%	600万円	10%							
1,000万円	11%	1,000万円	11%								
2,000万円	12%	2,000万円	12%								
3,000万円	13%	3,000万円	13%								
5,000万円	14%	5,000万円	14%								
府民税	均等割	100円		同	左	同	左		300円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左		同	左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左		同	左	
	摘要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同	左	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同	左		

市民税の税歴(6/21)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1	52. 3. 15	53. 1. 1	53. 3. 15	54. 1. 1	54. 3. 16	55. 1. 1	55. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2.0% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の3.0% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の2.0% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/21)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1	56. 3. 15	57. 1. 1	57. 3. 15	58. 1. 1	58. 3. 15	59. 1. 1	59. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円		
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
府民税	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		

市民税の税歴(8/21)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1	60. 3. 15	61. 1. 1	61. 3. 15	62. 1. 1	62. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左
	基礎控除	260,000円		同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%			

市民税の税歴(9/21)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度		
賦課期日・申告期限		63. 1. 1	63. 3. 15	64. 1. 1	元. 3. 15	H2. 1. 1	H2. 3. 15	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円		
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし		
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象		
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円			普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)		同	左	同	左		
市 民 税	基礎控除	280,000円		同	左	300,000円		
	均等割	2,000円		同	左	同	左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同	左	
府 民 税	均等割	700円		同	左	同	左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同	左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)			

市民税の税歴(10/21)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1	H3. 3. 15	H4. 1. 1	H4. 3. 16	H5. 1. 1	H5. 3. 15	H6. 1. 1	H6. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	A 配偶者の合計所得金額								
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左	
均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左	
市民税	所得割 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 〃 11%		同	左	同	左	同	左	
府民税	均等割 700円		同	左	同	左	同	左	
府民税	所得割 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左	
税額控除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左	
			○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		○その他 市6% 府3%		□平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税

市民税の税歴(11/21)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1	H7. 3. 15	H8. 1. 1	H 8. 3. 15	H 9. 1. 1	H 9. 3. 17
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 50,000 円以上 100,000 円以上 ○配偶者控除なし 400,000 円未満 400,000 円以上 450,000 円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 280,000 円 480,000 円 300,000 円	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同	左	同	左
基礎控除	330,000 円		同	左	同	左	
市 民 税	均等割	2,000 円		2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円	3 % 8 % 11 %	同	左	200 万円 以下の金額 200 万円 を超える金額 700 万円	3 % 8 % 12 %
	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
府 民 税	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 4 %	同	左	700 万円 以下の金額 700 万円 を超える金額	2 % 3 %
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同	左	同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税			同	左	○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %

市民税の税歴(12/21)

		平成10年度		平成11年度		
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1	H10. 3. 16	H11. 1. 1	H11. 3. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000円) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000円) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円 30,000円	同	左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象				
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左		
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左		
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左		
	基礎控除	330,000円		同 左		
	均等割	2,500円		同 左		
	市民税	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 "	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 "	3% 8% 10%
府民税	均等割	1,000円		同 左		
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左			
	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税					

市民税の税歴(13/21)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1	H12. 3. 15	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円			同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)			同左		同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円			同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
均等割	2,500円			同左		同左	
市 民 税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
府 民 税	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。			同左		同左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

市民税の税歴(14/21)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000円		同左		同左	
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
税額控除	配当控除 利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			

市民税の税歴(15/21)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1	H18. 3. 15	H19. 1. 1	H19. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
均等割	3,000円		同	左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

市民税の税歴(16/21)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1	H20. 3. 17	H21. 1. 1	H21. 3. 16	H22. 1. 1	H22. 3. 16
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円	同	左	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円				
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った 金額又は総所得金額の25%のいずれか 少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
	税率	市民税均等割 市民税所得割 府民税均等割 府民税所得割	3,000円 6%(一律) 1,000円 4%(一律)	同	左	同	左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同
住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控除)		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可 能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又 は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5 を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額	
寄附金税額控除				・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せ て全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置						
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左	

市民税の税歴(17/21)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1	H23. 3. 15	H24. 1. 1	H24. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除(16歳～18歳) 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000)		同左	
	A… 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円	納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象		
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居特別障害 530,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同左	
	基礎控除	330,000円		同左	
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
				○0歳～15歳の扶養控除の廃止	

市民税の税歴(18/21)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1	H25. 3. 15	H26. 1. 1	H26. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(19/21)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1	H27. 3. 16	H28. 1. 1	H28. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500円		1,800円	
府民税所得割	4%(一律)		同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(20/21)

		平成29年度		平成30年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1	H29. 3. 15	H30. 1. 1	H30. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)導入	
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同	左

市民税の税歴(21/21)

		令和元年度		令和2年度	
賦課期日・申告期限		H31. 1. 1	H31. 3. 15	R2. 1. 1	R2. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円			同 左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000円超950,000円以下 310,000円 950,000円超1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超1,230,000円以下 30,000円		同 左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円			同 左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円		同 左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。			同 左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)			同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)			同 左
	基礎控除	330,000円			同 左
	市民税均等割	3,500円			同 左
	市民税所得割	6%(一律)			同 左
	府民税均等割	1,800円			同 左
府民税所得割	4%(一律)			同 左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同 左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算			同 左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)			同 左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用				同 左

諸税の税歴(1/13)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/13)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	——	——	——	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(3/13)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/13)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1,000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/13)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
市					
民					
税					
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/13)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市	市民税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 2,434円 ・旧三級品 1,155円	1,000本につき 2,434円 (5月1日から2,668円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 (5月1日から1,266円)	1,000本につき 2,668円 (7月1日から2,997円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(7/13)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき2,977円 (7月1日から3,298円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,412 円 (7月1日から1,564円)	1,000本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

諸税の税歴(8/13)

		平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人税割		14.7/100	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車 3輪のもの 3,900円 4輪の営業用貨物 3,800円 " 自家用貨物 5,000円 " 営業用乗用 6,900円 " 自家用乗用 10,800円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	
市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,190円	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,495円	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(9/13)

		平成28年度																													
法人税割		12. 1/100																													
	法人税割																														
法人税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																													
	市民税																														
軽自動車税	原動機付自転車	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																										
軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																										
	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																										
乗用・営業用		5,500円	6,900円	8,200円																											
貨物・自家用		4,000円	5,000円	6,000円																											
貨物・営業用		3,000円	3,800円	4,500円																											
軽自動車	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																														
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円																														
固定資産税	1. 4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																														
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																														
都市計画税	0. 3/100																														
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																														

諸税の税歴(10/13)

		平成29年度																																																	
法人税割		12.1/100																																																	
	法人税割																																																		
法人税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																	
	市民税																																																		
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円																																																	
	軽自動車	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率) ※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※2 (一部除外有) ※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率) ※1	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※2 (一部除外有) ※3	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円																										
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率) ※1	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※2 (一部除外有) ※3																																															
軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																															
	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																															
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																															
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																															
貨物・営業用	3,000円	3,800円																																																	
軽自動車税	■グリーン化特例 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度燃費基準+35%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準+20%達成車</th> <th>平成27年度燃費基準+15%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気軽自動車など	高	低	低			貨物車	乗用車	貨物車	乗用車			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分	標準税額			← 環境性能 →																																															
		電気軽自動車など	高	低	低																																														
		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																														
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																														
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																														
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																														
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																														
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																														
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																														
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき3,355円																																																		
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																		
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																		
都市計画税	0.3/100																																																		
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																		

諸税の税歴(11/13)

		平成30年度																																																																														
法人税割	法人税割	12. 1/100																																																																														
	法人税割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																														
市民税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																														
	市民税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																														
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円																																																																														
	軽自動車	2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																														
		■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。</p> <p>※2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引軽自動車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度燃費基準+35%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準+30%達成車</th> <th>平成27年度燃費基準+15%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準+10%達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気軽自動車など	高	低	低			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2																																																																											
	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪																																																																												
軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																											
	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																											
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																											
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																											
貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																													
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																														
		電気軽自動車など	高	低	低																																																																											
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車																																																																											
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																											
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																											
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																											
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																											
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																												
市たばこ税	1,000本につき5,262円（10月1日から 5,692円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円																																																																															
固定資産税	1. 4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																															
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																															
都市計画税	0. 3 / 100																																																																															
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																																																															

諸税の税歴(12/13)

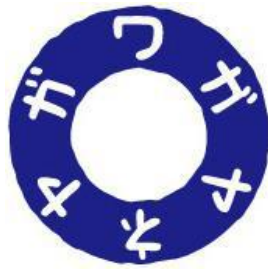
		令和元年度																																																																						
法人税	法人税割	8.4/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)																																																																						
	法人均等割	<table border="0"> <tr> <td>○資本金50億円超え</td> <td>従業員数50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超50億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金50億円超え</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超50億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </table>		○資本金50億円超え	従業員数50人超	3,600,000円	○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円	○資本金50億円超え	従業員数50人以下	492,000円	○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人以下	492,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円	○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円	○その他		60,000円																																							
○資本金50億円超え	従業員数50人超	3,600,000円																																																																						
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円																																																																						
○資本金50億円超え	従業員数50人以下	492,000円																																																																						
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人以下	492,000円																																																																						
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円																																																																						
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円																																																																						
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円																																																																						
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円																																																																						
○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円																																																																						
○その他		60,000円																																																																						
環境性能割	(10月1日から)	軽自動車の取得価額 × 税率																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【乗用】</th> <th colspan="3">【貨物】</th> </tr> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>	【乗用】			【貨物】			軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+20%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																																		
【乗用】			【貨物】																																																																					
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																			
電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																			
令和2年度燃費基準+10%達成			平成27年度燃費基準+20%達成																																																																					
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																																																			
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																																																			
上記以外の軽自動車		2.0%	上記以外の軽自動車		2.0%																																																																			
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成18年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>電気自動車等</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気自動車等	貨物車	乗用車	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																	
三輪	軽三輪		三輪	軽三輪																																																																				
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																				
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																				
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																				
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																				
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																						
		電気自動車等	貨物車	乗用車	乗用車																																																																			
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																			
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																			
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																			
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																			
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																				
市たばこ税	1,000本につき5,692円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円(10月1日から5,692円)																																																																							
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																							
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																							
都市計画税	0.3/100																																																																							
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																							

諸税の税歴(13/13)

		令和2年度																																																																						
法人税	法人税割	8.4/100																																																																						
	市人民税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																						
環境性能割	軽自動車	軽自動車の取得価額 × 税率 【乗用】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> 【貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。 ※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>		軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	平成27年度燃費基準+20%達成	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																																							
	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																					
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																						
令和2年度燃費基準+10%達成																																																																								
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%																																																																						
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%																																																																						
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																						
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																						
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																						
平成27年度燃費基準+20%達成																																																																								
平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																																																						
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																																																						
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																						
軽自動車税	種別割	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">乗用・自家用</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物・自家用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成19年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> ■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気自動車等</th> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四輪乗用</td> <td>自家用 10,800円 営業用 6,900円</td> <td>2,700円 1,800円</td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車 5,400円</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車 3,500円</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車 8,100円</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車 5,200円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物</td> <td>自家用 5,000円 営業用 3,800円</td> <td>1,300円 1,000円</td> <td>2,500円 1,900円</td> <td></td> <td>3,800円 2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	乗用・自家用	3,100円	3,900円	4,600円	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・自家用	3,000円	3,800円	4,500円	貨物・営業用				車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気自動車等	高		低		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	平成27年度燃費基準+35%達成車 5,400円	令和2年度燃費基準+30%達成車 3,500円	平成27年度燃費基準+15%達成車 8,100円	令和2年度燃費基準+10%達成車 5,200円	四輪貨物	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円		3,800円 2,900円		三輪		3,900円	1,000円	2,000円		3,000円
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)			平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																	
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪																																																																				
軽自動車	乗用・自家用	3,100円	3,900円	4,600円																																																																				
		7,200円	10,800円	12,900円																																																																				
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																				
		4,000円	5,000円	6,000円																																																																				
貨物・自家用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																					
	貨物・営業用																																																																							
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																						
		電気自動車等	高		低																																																																			
			貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																		
四輪乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	平成27年度燃費基準+35%達成車 5,400円	令和2年度燃費基準+30%達成車 3,500円	平成27年度燃費基準+15%達成車 8,100円	令和2年度燃費基準+10%達成車 5,200円																																																																		
四輪貨物	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円		3,800円 2,900円																																																																			
三輪		3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																		
市たばこ税	1,000本につき5,692円(10月1日から6,122円)																																																																							
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																							
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																							
都市計画税	0.3/100																																																																							
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																							

主な税制改正【令和元年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																	
個人市民税	配偶者控除の見直し	<p>配偶者控除が適用される納税者本人に所得制限を設けることとし、合計所得金額が900万円を超える場合には、控除額が逡減・消失する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	0円	老人	38万円	26万円	13万円	0円	令和元年度（平成30年分）から	平成29																																
	区分	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																															
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	0円																																																
	老人	38万円	26万円	13万円	0円																																																
配偶者特別控除の見直し	<p>合計所得金額が38万円超123万円以下の配偶者を有する納税者に配偶者特別控除が適用されることとなり、当該控除額は納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合には、控除額が逡減・消失する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">配偶者特別控除</td> <td>38万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者特別控除	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	0円	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	0円	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	0円	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	0円	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	0円	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	0円	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	0円	123万円超	0円	0円	0円	0円
区分	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																
配偶者特別控除	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	0円																																																
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	0円																																																
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	0円																																																
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	0円																																																
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	0円																																																
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	0円																																																
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	0円																																																
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	0円																																																
	123万円超	0円	0円	0円	0円																																																
法人市民税	法人税割の税率引下げ	<p>令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人税（国税）の税率を上げると同時に、法人市民税法人税割の税率を引下げる。</p> <p>標準税率 9.7% ⇒ 6.0% 超過税率 12.1% ⇒ 8.4%</p>	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から	28																																																	
軽自動車税	環境性能割の導入	<p>軽自動車の取得時に課税される自動車取得税（府税）を廃止し、令和元年10月1日から軽自動車税環境性能割を導入する。</p>	令和元年度から	28																																																	



市 税 概 要 （令和2年度版）

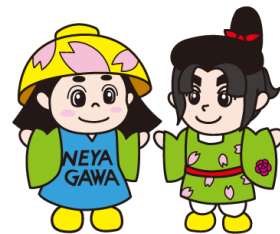
令和3年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市市民サービス部

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)813-1138(直通)



寝屋川市ホームページ <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>